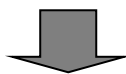


事業の流れ

(1) 交付申請（市建設課窓口）

- ① 工事の着手前に申請してください。
- ② 補助金交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付して提出してください。
 - ・ 収支予算書
 - ・ 生け垣設置箇所の位置図
 - ・ 生け垣設置の計画図
 - ・ 生け垣設置に要する材料費又は工事費の見積書の写し
 - ・ 生け垣設置箇所の写真
 - ・ その他市長が必要と認める書類



(2) 補助金交付決定（市建設課→申請者）

補助金交付申請書の審査が完了した後、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、申請者様に文書で通知します。



(3) 工事着手

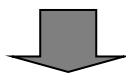
補助金の交付決定を受けてから施工業者と契約し、工事に着手してください。
※交付決定前の着手は認められません。



(4) 実績報告（申請者→市建設課）

工事が完了し、工事代金の支払いが済みましたら、速やかに実績報告書に以下の書類を添付して提出してください。

- ・ 収支決算書
- ・ 施工に要した領収書の写し
- ・ 工事箇所の施工前、施工後の写真
- ・ その他市長が必要と認める書類



(5) 補助金確定通知（市建設課→申請者）

実績報告書の審査及び現場調査を行い、補助金の額を決定し、申請者様に文書で通知します。



(6) 補助金の請求（申請者→市建設課）

補助金請求書を提出してください。補助金をご指定の口座に振り込みます。